資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［略］

２　［略］

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官四百四十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十一人以内及び為替実査官五十人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十八人以内及び金融証券検査官五百二十八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十六人以内及び調査官四百十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産訟務官及び国有財産訟務官）

第二百四十九条　近畿財務局の管財部に、上席国有財産訟務官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、関東財務局、北陸財務局、東海財務局、四国財務局及び九州財務局の管財部（関東財務局にあっては、管財第二部。以下この項において同じ。）に、上席国有財産訟務官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部に、国有財産訟務官二十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十四人以内及び国有財産管理官三百四十五人以内を置く。

［２・３　略］

資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十三条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［同上］

２　［同上］

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官四百四十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十一人以内及び為替実査官四十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十八人以内及び金融証券検査官五百四十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十六人以内及び調査官四百八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産訟務官及び国有財産訟務官）

第二百四十九条　近畿財務局の管財部に、上席国有財産訟務官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、関東財務局、北陸財務局、東海財務局、四国財務局及び九州財務局の管財部（関東財務局にあっては、管財第二部。以下この項において同じ。）に、上席国有財産訟務官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部に、国有財産訟務官二十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十四人以内及び国有財産管理官三百四十三人以内を置く。

［２・３　同上］